

保 育 所

指導監査基準（2023年8月1日適用）

町 田 市 地 域 福 祉 部

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 管 理 編

目 次

1	児童の入所状況	
(1)	認可定員の遵守	1
(2)	認可内容の変更（建物設備を除く。）	1
2	基本方針及び組織	
(1)	福祉サービスの基本的理念	1
(2)	利用者の人権の擁護、虐待の防止	1
(3)	個人情報保護	2
(4)	秘密保持	2
(5)	苦情解決	2
(6)	サービスの質の評価等	2
(7)	事業計画	3
(8)	事業報告	3
(9)	運営委員会	3
(10)	保育所運営規程	4
(11)	分掌事務	4
(12)	業務日誌（園日誌）	4
(13)	職員会議	4
(14)	業務継続計画等	5
3	就業規則等の整備	
(1)	就業規則	5
(2)	給与規程	6
(3)	育児休業規程等	7
(4)	旅費	10
(5)	労使協定等	10
(6)	周知等の措置	11
4	職員の状況	
(1)	職員配置	11
(2)	職員の資格保有	14
(3)	採用、退職	15

(4) 関連帳簿の整備	15
5 勤務状況	
(1) 勤務体制	16
(2) 均等な待遇の確保	16
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	16
(4) 勤務状況の帳簿の整備	16
6 職員給与等の状況	
(1) 本俸・諸手当	17
(2) 社会保険	17
(3) 賃金台帳	17
7 健康管理	
(1) 安全衛生管理体制	18
(2) 健康診断	18
8 職員研修	19
9 施設長の責務	19
10 建物設備等の管理	
(1) 建物設備の状況	20
(2) 建物設備の安全、衛生	21
(3) 環境衛生の状況	22
11 災害対策の状況	
(1) 管理体制（防火管理者）	23
(2) 防火対策	23
(3) 消防計画等	23
(4) 消防署の立入検査	24
(5) 防災訓練等	24
(6) 災害発生時への備え	25
(7) 保安設備	25
(8) 安全対策	26

特定教育・保育施設としての基準

1 確認の変更、変更の届出等	27
2 基本原則（運営）	27
3 利用定員に関する基準	28
4 運営に関する基準	

(1) 内容及び手続の説明及び同意	28
(2) 応諾義務（正当の理由のない委託拒否の禁止）	28
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	28
(4) 市が行うあっせんへの協力	28
(5) 市が行う利用調整への協力	29
(6) 受給資格等の確認	29
(7) 施設型給付費等の額の通知	29
(8) 評価（自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価）	29
(9) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	29
(10) 特定教育・保育施設の運営規程	30
(11) 勤務体制の確保等	30
(12) 定員の遵守等	30
(13) 重要事項の掲示	30
(14) 秘密保持	31
(15) 情報の提供等	31
(16) 利益供与等の禁止	31
(17) 苦情解決	32
(18) 地域との連携等	32
(19) 電磁的記録等	32

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	都条例
2	平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」	都規則
3	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」	都事務取扱要綱
4	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
5	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
6	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
7	平成12年3月30日児発第295号通知「保育所の設置認可等について」	児発第295号通知
8	平成13年3月30日雇児保第10号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」	雇児保第10号通知
9	平成10年2月13日雇保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」	雇保第3号通知
10	平成14年12月25日雇児発第1225008号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」	雇児発第1225008号通知
11	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
12	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575号通知
13	平成14年3月19日13福総監第917号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて(指針)」	13福総監第917号通知
14	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
15	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
16	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
17	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
18	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
19	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
20	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
21	平成28年8月2日職発0802第1号・雇発0802第3号通知「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇発0802第3号通知
22	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
23	平成15年4月30日厚生労働省令第86号「健康増進法施行規則」	健康増進法施行規則
24	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
25	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
26	平成27年9月3日府子本第254号、雇発0903第6号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
27	平成27年9月3日府子本第255号、雇保発0903第1号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」	経理等取扱通知
28	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
29	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
30	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
31	平成18年厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	セクハラ対策指針
32	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
33	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」	水道法
34	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」	水道法施行令
35	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」	水道法施行規則
36	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」	社援施第116号通知
37	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
38	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
39	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
40	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
41	平成12年12月22日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
42	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
43	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
44	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
45	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知
46	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
47	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
48	平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知
49	昭和35年6月25日法律第105号「道路交通法」	道交法
50	昭和35年12月3日総理府令第60号「道路交通法施行規則」	道交法施行規則
51	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
52	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
53	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
54	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
55	平成27年3月31日規則第16号「町田市子ども・子育て支援法に基づく確認に関する規則」	市確認規則
56	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
57	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
58	平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
59	平成27年4月1日適用「町田市民間保育所運営費支弁要綱」	市支弁要綱
60	平成27年内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	公定価格基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 児童の入所状況</p> <p>(1) 認可定員の遵守</p> <p>(2) 認可内容の変更(建物設備を除く。)</p>	<p>1 定員 保育所の認可定員は20人以上とする。</p> <p>2 定員の弾力化 保育所は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、都条例及び都規則に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。)が120%以上のときは、定員の見直しを行うこと。</p> <p>3 私的契約児等の入所 定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えない。</p> <p>施設の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。</p> <p><主な変更届出事項></p> <p>① 名称及び所在地 ② 設置者の名称、代表者及び住所 ③ 定員又は年齢区分 ④ 施設長 ⑤ 調理業務(業務委託、外部搬入)</p>	<p>1 認可定員は遵守されているか。</p> <p>2 定員を超えて私的契約児等を受け入れていないか。</p> <p>1 認可内容の変更を届け出ているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第35条第3項、第4項、第39条 (2) 児童福祉法施行規則第37条 (3) 児発第295号通知第1-3(1) (4) 都事務取扱要綱第2-2</p> <p>(1) 児保第3号通知二</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第37条第4項～第6項 (2) 都事務取扱要綱第4</p>	<p>(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (2) 入所児童数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (3) 定員の見直し等を行っていない。</p> <p>(1) 認可定員を超え私的契約児等を入所させている。</p> <p>(1) 認可内容の変更を届け出していない。</p>	<p>C B B B C</p>
<p>2 基本方針及び組織</p> <p>(1) 福祉サービスの基本的理念</p> <p>(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止</p>	<p>1 利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制したりすることは、厳に慎まなければならない。 また、職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。</p> <p>保育所は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、保育所の職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。</p>	<p>1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。</p> <p>2 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。</p> <p>1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。</p>	<p>(1) 都条例第9条 (2) 労働基準法第3条</p> <p>(1) 社会福祉法第3条、第5条</p> <p>(1) 都条例第5条、第10条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待防止法第3条 (4) 保育所保育指針第1章1(5) (5) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」</p>	<p>(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。</p> <p>(1) 利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない。</p> <p>(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。</p>	<p>C C C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 個人情報保護	<p>保育事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。</p> <p>① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。</p>	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	(1) 適切な措置を講じていない。	B
(4) 秘密保持	<p>保育所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 保育所は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置(例)> ・規程等の整備 ・雇用時の取決め 等</p>	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 都条例第18条	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(5) 苦情解決	<p>1 保育所の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていくかなければならない。 なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p> <p>2 保育所は、東京都又は町田市から、保育の提供等に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 保育所は、社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者へ周知されているか。</p> <p>3 運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 社会福祉法第82条 (2) 都条例第19条第1項 (3) 児発第575号通知 (4) 13福総監第917号通知</p> <p>(1) 都条例第19条第1項 (2) 児発第575号通知 (3) 13福総監第917号通知</p> <p>(1) 都条例第19条第3項、第4項 (2) 社会福祉法第83条～第85条</p>	<p>(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。 (3) 第三者委員を設置していない。 (4) 対応が不十分である。</p> <p>(1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。</p> <p>(1) 適切に対応していない。</p>	C C B B
(6) サービスの質の評価等	<p>保育所は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るなど、サービスの質の向上に努めなければならない。</p>	1 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	<p>(1) 社会福祉法第78条 (2) 都条例第48条 (3) 平成26年4月1日雇児発0401第12号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について (4) 平成24年9月7日24福保指指第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)について(通知)」</p>	<p>(1) サービス評価等、サービスの質の向上のための取組を行っていない。 (2) 取組が不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事業計画	<p>1 事業計画は単なる理念やスローガンのものではなく、法人及び施設が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものでなければならぬ。また、計画を実施するためには、内容を職員が十分に理解している必要がある。事業計画の作成に当たっては職員と十分に話し、決定後はよく周知することが求められる。</p> <p>2 事業計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等) ・ 組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等) ・ 安全管理、防火管理 <p>3 立案の方法・内容</p> <p>事業計画は前年度事業の反省及び職員の意見等を反映した上で立案することが必要である。</p> <p>なお、予算、保育所保育指針に基づく全体的な計画等との関連が十分であることが求められる。</p>	1 事業計画を適切に作成しているか。	(1) 都条例第17条	<p>(1) 事業計画を作成していない。</p> <p>(2) 内容、決定の方法等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(8) 事業報告	<p>1 事業報告書は当該年度の実施した事業の総括であり、各事務所に備えておくこと。</p> <p>なお、社会福祉法人が設置する保育所においては、定款の規定により作成の上、社会福祉法第45条の27第2項の定めにより、毎会計年度終了後3か月以内に作成し、各事務所に備えておく必要がある。</p> <p>2 事業報告の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等) ・ 組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等) ・ 安全管理、防火管理 <p>3 立案の方法・内容</p> <p>事業報告の作成に当たっては、事業計画に沿い、事業の総括を行った上で作成することが必要である。</p>	1 事業報告書を適切に作成しているか。	<p>(1) 社会福祉法第45条の27第2項</p> <p>(2) 社会福祉法第45条の28第3項</p> <p>(3) 社会福祉法第45条の32</p> <p>(4) 都条例第17条</p>	<p>(1) 事業報告書を作成していない。</p> <p>(2) 内容、決定の方法等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(9) 運営委員会 【社会福祉法人又は学校法人以外が設置する保育所】	<p>社会福祉法人又は学校法人以外が設置する保育所については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置し、適正に運営する必要がある。</p> <p>ただし、経営者に保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。</p> <p>なお、地方自治体が設置し運営業務を委託する場合も同様である。</p>	1 運営委員会を設置し、適正に運営しているか。	<p>(1) 児発第295号通知第1-3(3)㉠ウ</p> <p>(2) 雇児保第10号通知</p>	<p>(1) 運営委員会を設置していない。</p> <p>(2) 運営委員会の運営が不適正である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 保育所運営規程	<p>保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 保育所の運営に関する重要事項</p>	1 保育所運営規程を適切に定めているか。	(1) 都条例第16条第2項 (2) 平成26年9月5日雇児発0905第4号「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正につ	(1) 保育所運営規程等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(11) 分掌事務	職員の分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 都条例第17条 (2) 市条例第21条、第34条第1項	(1) 職務分掌が明確でない。	B
(12) 業務日誌(園日誌)	<p>施設の状況を的確に把握するため、業務(園)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要があり、5年間保管しておく必要がある。 施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。</p> <p><例> 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	1 業務(園)日誌を適切に作成しているか。	(1) 都条例第17条 (2) 市条例第34条	(1) 業務(園)日誌が未作成である。 (2) 記録が不十分である。 (3) 記録を5年間保管していない。	B B C
(13) 職員会議	<p>施設運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによることが大であるが、全職員が一体となって運営に協力してはじめてサービスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施設の運営方針及びその内容等を十分協議し、共通理解を図る必要がある。</p> <p>職員会議の実施内容は、全体職員会議(各担当部門の代表者参加による場合も含む。)、保育カリキュラム会議、給食(献立)会議、事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的には施設側の判断に委ねられる。</p> <p>記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。</p>	1 職員会議の開催方法等は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、3(5)イ (2) 市条例第21条第3項	(1) 職員会議の参加者等が不適切である。 (2) 単なる情報伝達の場となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。 (3) 欠席者等へ周知していない。	B B B
		2 会議録を作成しているか。	(1) 都条例第17条 (2) 市条例第12条、第34条	(1) 会議録を作成していない。	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(14) 業務継続計画等	<p>1 保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。</p> <p><参考> 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続ガイドライン ・ 児童福祉施設等における業務継続計画(ひな形) ・ 研修計画(児童福祉施設に係るBCPについて) ・ 感染症対策マニュアル ・ 研修計画(児童福祉施設に係る感染症対策について) <p>2 研修及び訓練の実施</p> <p>(1) 保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	<p>1 業務継続計画を策定し定期的に見直しを行っているか。</p>	(1) 都条例第11条第1項、第3項	(1) 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。	B
		<p>2 定期的に研修・訓練を実施しているか。</p>	(1) 都条例第11条第2項 (2) 都条例第12条第2項	(1) 業務継続計画について研修・訓練を実施していない。 (2) 感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。	B B
<p>3 就業規則等の整備</p> <p>(1) 就業規則</p>	<p>1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。</p> <p>2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間・有期雇用労働者について、労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の労働者保護法令を遵守する必要がある。</p>	<p>1 就業規則を整備しているか。</p> <p>2 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)。</p>	(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	(1) 就業規則を作成していない。 (1) 非常勤職員就業規則を作成していない。	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。</p> <p>4 就業規則に記載すべき事項</p> <p>(1) 絶対的必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。)並びに交替制の場合は就業時転換</p> <p>② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給</p> <p>③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法</p> <p>(2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期</p> <p>② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項</p> <p>③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度</p> <p>⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項</p> <p>なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要があり、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。</p>	<p>3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。</p> <p>・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。</p> <p>・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。</p> <p>・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか(平成25年4月1日施行)。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条</p> <p>(2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条第2項</p>	<p>(1) 必要記載事項を規定していない。</p> <p>(2) 就業規則の内容が不適正である。</p> <p>(3) 就業規則と現状に差異がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	(2) 給与規程	<p>1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。</p> <p>2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。</p> <p>3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。</p>	<p>1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。</p> <p>3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条</p> <p>(1) 労働基準法第15条、第89条</p> <p>(2) 雇児発第488号通知5(3)オ</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>(1) 給与規程の内容が不適正である。</p> <p>(2) 給与規程と実態に差異がある</p> <p>(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。</p> <p>育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間 <p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8時間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>(2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 	<p>1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）</p> <p>2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 基発第712号通知 (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条 (4) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2 (5) 雇発0802第3号通知</p> <p>(1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。</p> <p>《周知事項》</p> <p>① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い</p> <p>《周知・意向確認の方法》</p> <p>①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(4) 育児休業の取得の状況の公表 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</p> <p>2 介護休業 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・ 1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 介護休業の取得に必要な手続 ・ 介護休業期間 <p>また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</p> <p>5 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4</p> <p>(1) 育児・介護休業法第22条の2 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児発0802第3号通知</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>(1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</p> <p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 労働時間の制限等</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>① 3歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の制度に準じる措置 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 <p>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 <p>(2) 時間外労働の制限 小学校就業前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があつたとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があつたときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p> <p>(3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があつたときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない</p> <p>4 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日(子が2人以上の場合、10日)休暇を取得できる。 看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p>	<p>1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>2 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～第24条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4</p>	<p>(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p> <p>(2) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(3) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで(その介護、世話を対象家族が2人以上の場合、10日)、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。	3 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	4 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
(5) 労使協定等	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費(実費及び手当)を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか(実費以外を支給している場合)。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある。	B B
	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	2 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B
	3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1か月超1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	3 変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2～第32条の4	(1) 変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制(1か月超1年以内)に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 周知等の措置	<p>(3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。</p> <p>1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p>	<p>1 就業規則等を職員に周知しているか。</p> <p>2 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2 (1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号「改正労働基準法の施行について」</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 個人の同意を得ていない。</p>	<p>B B</p>
<p>4 職員の状況 (1) 職員配置</p>	<p>1 保育所には、施設長、保育士、嘱託医及び調理員(調理業務の全部を委託する施設を除く。)を置かなければならない。利用者に対して適切な保育を行うため、職員配置基準に定める職員を配置すること。 国が定める基準を超えて保育を実施する場合は町田市独自の職員配置基準は、次項2～4のとおりとする。</p> <p>2 一般保育所対策事業</p> <p>(1) 1歳児に対する保育士の数が、1歳児5人につき1人であること。</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。</p> <p>① 利用定員が20人から60人までの保育所 常勤の保育士を1人増配置していること。 ② 利用定員が91人以上の保育所 非常勤の保育士(月80時間以上勤務する者に限る。)を1人増配置していること。 ③ 公定価格基準に規定する事務職員雇上費加算の対象となる保育所(公定価格基準に規定する主任保育士専任加算の対象となる保育所(以下「専任加算対象保育所」という。)を除く。)で利用定員61人から90人までのもの 非常勤の保育士(月80時間以上勤務する者に限る。)を1人増配置していること。 ④ 公定価格基準に規定する事務職員雇上費加算の対象となる保育所(専任加算対象保育所を除く。)で利用定員91人以上のもの 常勤の保育士を1人増配置していること。</p> <p>(3) 公定価格基準に規定する配置数を超えて、調理員等を1名増配置していること。ただし、都条例第43条ただし書の規定により調理員等を置かない場合は、この限りでない。</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 都条例第8条、第43条 (2) 都規則第16条、附則第5項、第11項～第14項 (3) 都事務取扱要綱第2-4(1) (4) 平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」 (5) 平成28年2月18日雇発第0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」 (6) 公定価格基準第1条第53号、第54号 (7) 市支弁要綱第4、別表第1 (8) 留意事項通知別紙2 II 1 (2)(ア) ii (注1)</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 0歳児保育特別対策事業</p> <p>(1) 保健師、助産師、看護師(以下この(1)において「保健師等」という。)のうちいずれか1人を配置すること。ただし、0歳児の利用定員が6人以上9人未満の保育所(4時間以上の延長保育を実施する保育所を除く。)においては、非常勤の保健師等(月80時間以上勤務する者に限る。)の配置に代えることができる。</p> <p>(2) 調理員を一般保育所対策事業の要件で配置した人数に加え、1人増配置していること。ただし、都条例第43条ただし書の規定により調理員を置かない場合は、この限りでない。</p> <p>4 11時間保育充実事業 一般保育所対策事業の要件を満たしている保育所の11時間開所を行い、次の各号に掲げる定員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていること。</p> <p>(1) 60人以下 公定価格基準に規定する保育士数を超過して保育に従事する職員を増配置していること。</p> <p>(2) 61人以上 公定価格基準に規定する非常勤の保育士(月80時間以上勤務する者に限る。)1人の配置に代えて常勤の保育士1人の配置をしていること。</p> <p>5 保育に直接従事する職員の総数は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、都規則第16条に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれが多い方とする。</p> <p>ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)により定める利用定員(以下「利用定員」という。)を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、同様に算出し、いずれが多い方とする。</p> <p><常勤職員の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であること。</p> <p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p> <p>※ 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務を行うことができる。 ただし、直接保育に従事している職員は、その行う保育に支障がある場合は、この限りではない。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>6 短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、都条例上の定数の一部に短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てても差し支えない。 ただし、この場合、常勤職員に代えて短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回ることを。</p> <p>7 保育士配置に係る特例について</p> <p>① 児童の年齢別配置基準により算定した職員数が1人となる時間帯の特例</p> <p>常勤保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者のうち、都事務取扱要綱4(1)ア(ウ)に規定する常勤の保育士を指し、都規則附則第5項、第12項又は第13項の規定により保育士とみなされる者を除く。以下同じ。)1名。 ただしこの場合、常勤保育士1名に加え、都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(以下「都知事が適当と認める者」という。)を1名以上置かなければならない。</p> <p><都知事が適当と認める者> 次のaからcのいずれかに該当する者であつて、かつ、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者。</p> <p>a 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等、同法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に基づく認証保育所又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であつて区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。</p> <p>b 児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育者</p> <p>c 子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員研修(子育て支援員専門研修(地域保育コース)のうち選択科目を地域型保育とする研修)を修了した者</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(2) 職員の資格保有</p>	<p>② 雇用すべき児童年齢別基準職員の資格の特例</p> <p>ア 保健師又は看護師1人を、保育士とみなすことができる。 この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であって当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者を、保育士とみなすことができる。 なお、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児とすること。</p> <p>③ 開所時間中に配置すべき児童年齢別基準職員の資格の特例</p> <p>ア 「幼稚園教諭等」、「都知事が適当と認める者」を、現に登園している児童に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。</p> <p>イ 保育士が8時間を超えて開所する日において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、「知事が適当と認める者」を、保育士とみなすことができる。 ただし、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。</p> <p>④ ②イ及び③を適用する保育所においては、児童年齢別基準職員数の3分の2以上の常勤保育士(②又は③の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。</p> <p>1 施設長、保育士及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。</p> <p>2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。 ただし、健康増進法及び健康増進法施行規則に定める特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上提供施設)にあつては、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。</p> <p>3 施設長で、新たに就任する者については、児童福祉事業に2年以上従事した者又は保育士の資格を有し1年以上の実務経験がある者などの要件を具備していることが必要である。 また、現任の施設長についてもこれに準ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。</p>	<p>1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。</p> <p>2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。</p>	<p>(1) 都条例第6条、第43条 (2) 都規則第16条 (3) 都事務取扱要綱第2-4(1)(2) (4) 健康増進法第21条第1項～第3項 (5) 健康増進法施行規則第5条</p> <p>(1) 児童福祉法第18条の23</p>	<p>(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。</p> <p>(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 採用、退職	<p>1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p> <p>上記の事項については、必ず明示しなければならないが、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。</p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	<p>1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p> <p>3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条</p>	<p>(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。</p> <p>(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(4) 関連帳簿の整備	<p>職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等)</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 労働者名簿</p> <p><記載事項> ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその事由 ⑨死亡年月日及びその原因等</p>	<p>1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。</p> <p>2 履歴書を整備しているか。</p> <p>3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。</p>	<p>(1) 都条例第17条 (2) 市条例第34条第1項</p> <p>(1) 都条例第17条 (2) 市条例第34条第1項</p> <p>(1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条</p>	<p>(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。</p> <p>(1) 履歴書を整備していない。</p> <p>(1) 労働者名簿を整備・保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 均等法第6条～第9条 (1) 均等法第12条、第13条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条	(1) 性別による差別的取扱いをしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号)第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 ・ 出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・ 出張(外出)に関するもの ・ 所定時間外勤務に関するもの ・ 休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 都条例第17条 (2) 市条例第34条第1項 (3) 労働基準法第109条 (4) 労働安全衛生法第66条の8の3 (5) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 職員給与等の状況 (1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条 (2) 経理等通知1(2) (3) 経理等取扱通知3	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (2) 初任給を規程どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。 (4) 適正な給与水準となっていない。	B B B B
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険及び厚生年金保険について、職員1人以上を使用する事業所は、雇用保険及び労働者災害補償保険について、それぞれ被保険者として強制加入又は強制適用されることとなり、原則として特定教育・保育施設は社会保険に加入の義務がある。	1 社会保険への加入は適正か。 ・健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 ・健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいるか。	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条 (2) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条 (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1 (4) 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条 (5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条 (6) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条 (7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条 (3) 市条例第34条第1項	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 健康管理 (1) 安全衛生管理体制	<p>労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者が常時50人以上の施設においては、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。 労働者が常時50人以上の施設においては、労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること(月1回以上)。 労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。 	<p>1 (職員が常時50人以上の施設において)衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。</p> <p>2 (職員が常時50人以上の施設において)衛生委員会を設置しているか。</p> <p>3 (職員が常時10人以上50人未満の施設において)衛生推進者を選任しているか。</p>	<p>(1) 労働安全衛生法第12条、第13条 (2) 労働安全衛生法施行令第4条、第5条 (3) 労働安全衛生規則第7条、第13条</p> <p>(1) 労働安全衛生法第18条 (2) 労働安全衛生規則第22条、第23条</p> <p>(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、23条の2</p>	<p>(1) 衛生管理者及び産業医を選任していない。 (2) 衛生管理者及び産業医の届け出をしていない。</p> <p>(1) 衛生委員会を設置していない。</p> <p>(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 健康診断	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断)</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。 労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。 	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 結果の記録を作成・保存しているか。</p> <p>3 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか(職員が常時50人以上の施設のみ)。</p>	<p>(1) 都条例第14条第3項 (2) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9～21 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第14号)第53条の2 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第27条の2 (6) 平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」11(4)ト (7) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第52条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p> <p>(1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 職員研修	<p>保育所の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。</p> <p>施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における研修の充実を図ること。 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 職位や職務内容を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。 	<p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 研修計画を適切に立てているか。</p> <p>3 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 都条例第7条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章3(1)ウ、第5章2(2)、3、4</p> <p>(3) 社会福祉法第90条</p> <p>(4) 平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3-2②③</p> <p>(5) 市条例第21条第3項</p>	<p>(1) 研修を実施していない。</p> <p>(2) 研修の実施が不十分である。</p> <p>(3) 研修の機会が公平に与えられていない。</p> <p>(1) 研修計画が適切に立てられていない。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
9 施設長の責務	<p>1 施設長は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。</p> <p>施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、施設を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>2 施設長は職務に専念する必要がある。</p> <p>保育所の施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため専任若しくは専任に準ずる者であること。専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ有給の者であること。従って、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長としての職務を行っていない者は施設長に該当しない。</p> <p>3 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること(セクシュアル・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。</p>	<p>1 施設長はその職責を果たしているか。</p> <p>2 施設長は専任となっているか。</p> <p>3 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。</p> <p>また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p>	<p>(1) 都条例第46条</p> <p>(2) 保育所保育指針第5章2(1)</p> <p>(3) 市条例第16条、第21条第3項</p> <p>(1) 都事務取扱要綱第2-4(2)</p> <p>(1) 均等法第11条、第11条の2、第15条</p> <p>(2) セクハラ対策指針</p>	<p>(1) 運営管理上問題が生じている。</p> <p>(2) 運営管理上問題が生じている(軽微な場合)。</p> <p>(1) 他施設等の職員を兼務している。</p> <p>(2) 常時施設の運営管理の業務に専従していない。</p> <p>(3) 施設長としての勤務実態が不明確である。</p> <p>(1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	4 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為（パワー・ハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。	4 パワー・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	(1) パワー・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。	B
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、都条例及びその他の法令を満たす必要がある。 2 建物設備等の内容変更により、都条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、町田市長を経由して内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。 3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ・ 乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。 ・ 保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。 ・ 屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。 ※他の社会福祉施設(例えば児童発達支援事業所)が併設されている場合において、交流(インクルーシブ保育)を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」) 4 保育所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。	1 構造設備が基準を満たしているか。 2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。 3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。 4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。 5 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 都条例第41条 (2) 都規則第14条 (3) 都事務取扱要綱第2-3 (1) 児童福祉法施行規則第37条第4項、第6項 (2) 都事務取扱要綱第4-1(6)、第4-2(1) (1) 都条例第8条、第41条 (1) 都条例第12条第1項 (1) 都条例第41条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。 (1) 基準面積が不足している。 (1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。 (1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C C B B C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 保育所の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 保育所を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。</p> <p>建築物 3年毎(※) 防火設備 毎年(※) 建築設備 毎年(※) 昇降機 毎年</p> <p>※ 保育所の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。 ただし、平屋建てで500㎡未満のもの又は3階以上で床面積が100㎡未満のものは除く。</p>	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 都条例第5条 (2) 雇児発第1225008号通知第2 (3) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ (4) 東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京都条例第75号)	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C C B
		2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 都条例第5条 (2) 建築基準法第28条 (3) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条、第20条 (4) 保育所保育指針第3章3	(1) 採光・換気等が悪い。	C
		3 保育室、便所等設備が清潔であるか。	(1) 都条例第12条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
		4 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。	(1) 都条例第12条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
		5 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法第12条第1項～第4項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 環境衛生の状況	<p>1 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならないことから、自家水及び受水槽等使用の場合、清浄な飲料水の確保を管理者自らが責任をもって行うこと。</p> <p>100人を超える居住者に地下水(井戸水)を供給する場合は、「専用水道」となり、保健所への確認申請、水道技術管理者の設置、水道事務月報の提出等が義務付けられている。 なお、「専用水道」以外の「飲用井戸」の管理については、法的義務はないが「町田市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成22年12月28日条例第44号)」及び「町田市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱(平成23年4月1日施行)」等により、衛生的措置を採るよう努めること。</p> <p>2 受水槽の有効容量の合計が10m³を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。</p> <p>(2) 次のような衛生管理を行うこと。 ① 貯水槽の清掃(年1回)(専門の清掃業者に委託)。 ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要な水質検査を行う。</p> <p>なお、10m³以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが、「町田市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう努めること。</p> <p>3 大量調理施設(同一メニュー1回300食以上または1日750食以上の施設)において、水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には公的検査機関、厚生労働大臣の指定検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。</p> <p>4 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。</p>	<p>1 水道法に基づく水質検査を定期的に行っているか。</p> <p>2 10m³を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づいた適正管理衛生確保を図っているか。</p> <p>3 大量調理施設において井戸水等の水を使用する場合に、年2回以上水質検査を実施しているか。</p> <p>4 浄化槽を使用している場合、定期的な点検及び水質検査を実施しているか。</p>	<p>(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法第20条 (3) 水道法施行規則第15条</p> <p>(1) 都条例第12条 (2) 社援施第116号通知 (3) 水道法第34条の2 (4) 水道法施行規則第55条、第56条 (5) 水道法施行令第2条</p> <p>(1) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」</p> <p>(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条、第11条</p>	<p>(1) 水質検査を定期的に行っていない。</p> <p>(1) 10m³を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施していない。</p> <p>(1) 年2回以上水質検査を実施していない。</p> <p>(1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
11 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理者)	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>(1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。</p> <p>(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p><業務内容></p> <p>① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務</p>	<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。</p> <p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 防火対策	<p>保育所のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 都規則第14条第1項第8号 (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行令第4条の3 (4) 消防法施行規則第4条の3 (5) 社施第107号通知</p>	<p>(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。</p>	<p>C</p>
(3) 消防計画等	<p>1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。</p> <p>(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p>	<p>1 消防計画を作成しているか。</p> <p>2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。</p>	<p>(1) 都条例第20条第1項 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。</p> <p>(1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 消防署の立入検査	<p>2 事業者は、都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 	3 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 都条例第20条第1項 (2) 東京都震災対策条例第10条 (3) 東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号) (4) 社施第5号通知 (5) 消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B
	<p>3 町田市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、町田市長に報告しなければならない。</p> <p>消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。</p>	4 避難確保計画を作成し、町田市長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 町田市長に報告していない。	B B
(5) 防災訓練等	<p>1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。保育所は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。 消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。</p> <p>また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。</p>	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B
		1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。	(1) 都条例第20条第2項 (2) 都規則第5条 (3) 消防法施行令第3条の2第2項 (4) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	C B
		2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ	(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。	B
		3 地震想定訓練を実施しているか。	(1) 社施第5号通知 (2) 社施第59号通知 (3) 社施第121号通知	(1) 地震想定訓練を実施していない。	B
		4 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 災害発生時への備え	3 町田市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を町田市長に報告しなければならない。	5 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、町田市長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 町田市長に報告していない。	B B
	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、保育所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 ① 保育所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育所でマニュアルを作成し、保育所の防災対策を確立しておく必要がある。 ② 地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連携や協力が得られるようにしておくことが重要である。	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。 2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4 (2) ア (2) 雇児総発0909第2号通知 (1) 保育所保育指針第3章4 (3) イ (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。 (1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B B
(7) 保安設備	1 保育所においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 4 避難器具を設置しているか。	(1) 消防法第17条の3の3 (1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施第59号通知6 (1) 社施第59号通知6 (1) 都条例第20条第1項、第41条第3項 (2) 都規則第14条 (3) 消防法施行令第25条	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。 (1) 避難器具を設置していない。	B B B
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 都条例第41条第3項 (2) 都規則第14条第1項第7号 (3) 消防法施行令第24条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	(1) 都条例による設置 3階以上の保育所				
	(2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 安全対策	3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 都条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育所 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものはすべて) ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合	6 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。 7 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 都条例第41条第3項 (2) 都規則第14条第1項第7号 (3) 雇児発第1225008号通知 (4) 消防法施行令第23条 (1) 消防法施行令第21条、第22条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 <例> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 都条例第20条の3 (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1) (3) 雇児総発第402号通知 (4) 雇児総発0915第1号通知 (5) 道交法第74条の3 (6) 道交法施行規則第9条の9、10	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B
	1 安全計画 保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	2 安全計画を策定しているか。 3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。 4 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。	(1) 都条例第20条の3	(1) 安全計画を策定していない。 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。	C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 自動車を運行する場合の所在の確認 保育所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)</p> <p>※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで (可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。)</p> <p>なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。</p>	<p>5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例第20条の4第2項</p>	<p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。</p> <p>(1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
特定教育・保育施設としての基準					
1 確認の変更、変更の届出等	<p>1 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を増加しようとするときは、確認の変更を申請することができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市へ届け出なければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市へ届け出なければならない。</p>	<p>1 確認の変更を申請しているか。</p> <p>2 変更の届出をしているか。</p> <p>3 利用定員の減少の届出をしているか。</p>	<p>(1) 支援法第32条第1項 (2) 支援法施行規則第31条 (3) 市確認規則第3条</p> <p>(1) 支援法第35条第1項 (2) 支援法施行規則第33条 (3) 市確認規則第4条</p> <p>(1) 支援法第35条第2項 (2) 支援法施行規則第34条 (3) 市確認規則第5条</p>	<p>(1) 確認の変更を申請していない。</p> <p>(1) 変更の届出をしていない。</p> <p>(1) 利用定員の減少の届出をしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 基本原則(運営)	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。</p> <p>2 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 児童虐待防止法第3条 (2) 市条例第3条第4項、第21条第3項、第25条</p>	<p>(1) 必要な体制の整備を行っていない。</p> <p>(2) 必要な措置を講じていない。</p> <p>(3) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 利用定員に関する基準	<p>1 定員 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の利用定員は20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる区分に応じ、小学校就学前教育子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前教育子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前教育子ども及び満1歳以上の小学校就学前教育子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>○ 保育所(支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前教育子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前教育子どもの区分)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用定員は遵守されているか。</p>	(1) 市条例第4条、第22条	<p>(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。</p> <p>(2) 入所児童数が利用定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。</p> <p>(3) 定員の見直し等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>4 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(2) 応諾義務(正当の理由のない委託拒否の禁止)</p> <p>(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p> <p>(4) 市が行うあっせんへの協力</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>1 特定教育・保育施設(保育所に限る)は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の2号認定子ども又は3号認定子どもに区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。</p> <p>2 選考の方法は、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、施設の利用について支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 重要事項の交付及び説明を行っているか。</p> <p>2 保育の提供の開始について、同意を得ているか。</p> <p>1 保育の委託を正当な理由なく拒んではないか。</p> <p>1 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行っているか。</p> <p>2 選考方法を明示した上で選考を行っているか。</p> <p>1 市が行うあっせん・要請に対し協力しているか。</p>	<p>(1) 市条例第5条</p> <p>(1) 市条例附則第2条第2項</p> <p>(1) 支援法第33条第2項 (2) 市条例第6条第3項</p> <p>(1) 市条例第6条第4項</p> <p>(1) 市条例第7条第1項</p>	<p>(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない。</p> <p>(1) 保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていない。</p> <p>(1) 保育の委託を正当な理由なくこれを拒んでいる。</p> <p>(1) 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考していない。</p> <p>(1) 選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。</p> <p>(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力できていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 市が行う利用調整への協力	特定教育・保育施設(保育所に限る。)は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行う調整・要請に対し協力しているか。	(1) 市条例第7条第2項	(1) 市が行う調整・要請に対し協力できていない。	C
(6) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 3 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 受給資格等の確認を行っているか。 2 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っているか。 3 教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 市条例第8条 (1) 市条例第9条第1項 (1) 市条例第9条第2項	(1) 支給認定証によって、保育必要量等を確認していない。 (1) 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っていない。 (1) 原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。	C C C
(7) 施設型給付費等の額の通知	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、市条例第13条第2項に規定する法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 施設型給付費の額を通知しているか。 2 特定教育・保育提供証明書の交付を行っているか。	(1) 市条例第14条第1項 (1) 市条例第14条第2項	(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、保護者に対し通知していない。 (1) 必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対し交付していない。	C C
(8) 評価(自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価)	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。 2 保護者評価、関係者評価、第三者評価を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 市条例第16条第1項 (1) 市条例第16条第2項	(1) 自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、改善を図っていない。 (1) 定期的に保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	C C
(9) 教育・保育給付認定保護者に 関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	(1) 市条例第19条	(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を市に通知していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 特定教育・保育施設の運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この(4)において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 特定教育・保育施設運営規程を適切に定めているか。</p>	(1) 市条例第20条	<p>(1) 特定教育・保育施設運営規程等を定めていない。</p> <p>(2) 内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(11) 勤務体制の確保等	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>2 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。</p> <p>3 研修の機会が確保されているか。</p>	<p>(1) 市条例第21条第1項</p> <p>(1) 市条例第21条第2項</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章3、4 (2) 市条例第21条第3項</p>	<p>(1) 職員の勤務体制を定めていない。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。</p> <p>(1) 研修の機会を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(12) 定員の遵守等	<p>特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはいけない。</p>	<p>1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	(1) 市条例第22条	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
(13) 重要事項の掲示	<p>特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>1 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p>	(1) 市条例第23条	(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(14) 秘密保持	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第27条第1項、第2項	(1) 必要な措置を講じていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。			(2) 必要な措置が不十分である。	B
	<必要な措置(例)> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 				
(15) 情報の提供等	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	2 文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 市条例第27条第3項	(1) 文書により保護者の同意を得ていない。	C
	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行っているか。	(1) 市条例第28条第1項	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行っていない。	B
(16) 利益供与等の禁止	2 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなつてはならない。	2 特定教育・保育施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっていないか。	(1) 市条例第28条第2項	(1) 施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。	C
	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 利益供与等が行われていないか。	(1) 市条例第29条第1項	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 利益収受等が行われていないか。	(1) 市条例第29条第2項	(1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(17) 苦情解決	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この項目において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、4の改善の内容を当該市に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。</p> <p>2 苦情内容等を記録しているか。</p> <p>3 市が実施する事業へ協力しているか。</p> <p>4 市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。</p> <p>5 改善の内容を当該市へ報告している</p>	<p>(1) 市条例第30条第1項</p> <p>(1) 市条例第30条第2項、第34条第2項第4号</p> <p>(1) 市条例第30条第3項</p> <p>(1) 市条例第30条第4項</p> <p>(1) 市条例第30条第5項</p>	<p>(1) 苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 苦情について、その内容等を記録していない。</p> <p>(1) 苦情に関して市が実施する事業に協力していない。</p> <p>(1) 市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。</p> <p>(2) 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 市が求めた事項に関する改善内容を当該市に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(18) 地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 市条例第31条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>
(19) 電磁的記録等	<p>1 特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設は市条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて市条例第53条第4項で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方法</p> <p>3 2の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合はこの限りでない。</p> <p>※ 1～3は市条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。(市条例第53条第6項)</p>	<p>1 電磁的方法及び内容について、文書又は電磁的方法で同意を得ているか。</p> <p>2 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第53条第2項～第4項</p> <p>(1) 市条例第53条第5項</p>	<p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

保 育 内 容 編

目 次

1 保育の状況	
(1) 保育所保育に関する基本原則	1
(2) 人権の尊重	2
(3) 養護に関する基本的事項	2
(4) 全体的な計画の作成	2
(5) 指導計画の作成	2
(6) 指導計画の展開	3
(7) 保育内容等の評価	4
(8) 保育の体制	4
(9) 整備すべき帳簿	5
(10) 保護者との連携	5
(11) 小学校との連携	5
2 食事の提供の状況	
(1) 食育計画	6
(2) 食事計画と献立業務	7
(3) 食事の提供	8
(4) 衛生管理	10
(5) 営業の届出等（集団給食施設）	12
(6) 調理業務委託	12
(7) 食事の外部搬入	13
3 健康・安全の状況	
(1) 保健計画	13
(2) 児童健康診断	14
(3) 健康状態の把握	14
(4) 虐待等への対応	14
(5) 疾病等への対応	14
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	16
(7) 児童の安全確保	16

特定教育・保育施設としての基準

1 基本原則（保育）	19
2 保育に関する基準	
（1）子どもの心身の状況の把握	19
（2）小学校等との連携	19
（3）保育の提供の記録	19
（4）保育所保育指針に基づいた保育の提供	19
（5）相談及び援助	19
（6）保育提供困難時の対応	20
（7）緊急時等の対応	20
（8）差別の禁止	20
（9）虐待等の禁止	20
（10）事故発生の防止及び発生時の対応	20
（11）提供する教育・保育の記録	20

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	都条例
3	平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」	都規則
4	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」	都事務取扱要綱
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	平成30年3月30日子保発0330第2号通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」	子保発0330第2号通知
7	平成12年4月25日児発第471号通知「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
8	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
9	令和2年2月14日子保発0214第1号通知「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
10	令和3年3月19日子発0319第1号通知「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」	子発0319第1号通知
11	平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」	児発第302号通知
12	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
13	平成16年3月29日雇児保発第0329001号通知「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
14	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号通知「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
15	令和3年4月1日子保発0401第2号通知「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
16	令和2年3月31日子母発0331第1号通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
17	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
18	平成13年8月1日雇児総発第36号通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
19	平成9年3月31日社援施第65号通知「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
20	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則

21	昭和39年8月1日児発第669号通知「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
22	平成8年6月18日社援施第97号通知「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
23	平成8年8月8日児企発第26号通知「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企発第26号通知
24	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
25	平成15年5月1日東京都規則第153号「健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
26	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
27	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
28	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
29	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱について」	薬生食監発0805第3号通知
30	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
31	平成8年7月25日社援施第117号通知「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
32	平成10年2月18日児発第86号通知「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
33	平成22年6月1日雇児発0601第4号通知「保育所における食事の提供について」	雇児発0601第4号通知
34	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
35	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
36	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
37	昭和58年4月21日児発第284号通知「保育所における囁託歯科医の設置について」	児発第284号通知
38	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
39	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号通知「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
40	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知

41	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号・老発第0222001号通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
42	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号通知「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
43	平成30年10月12日30福保子保第3635号通知「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通知
44	昭和46年7月31日児発第418号通知「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
45	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号通知「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
46	昭和57年7月2日57福児母第353号通知「保育所における事故防止について」	都第353号通知
47	平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号通知
48	平成27年3月27日26福保子保第2984号通知「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号通知
49	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
50	平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
51	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
52	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況 (1) 保育所保育に関する基本原則</p>	<p>(役割) 保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて、適切に行われなければならない。</p> <p>(目標) 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>(方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子ども生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子ども発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 <p>(環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 都条例第41条第2項第2号、第45条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	<p>(社会的責任) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保</p> <p>保育所は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。 保育所における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを倫理すること。</p>	<p>1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	<p>C B</p>
イ 虐待等の行為	<p>保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童においせつな行為をすること又は児童をしておいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 都条例第10条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待防止法第3条 (4) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	C
(3) 養護に関する基本的事項	<p>(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p>	<p>1 養護の内容は適切か。</p>	<p>(1) 都条例第45条 (2) 保育所保育指針第1章2 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(4) 全体的な計画の作成	<p>保育所は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。 (1) 全体的な計画の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(5) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	<p>保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア</p>	<p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。</p>	<p>C C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 作成上の留意事項	<p>子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(2) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p>	<p>1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)</p>	<p>(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。</p> <p>(1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
ウ ねらい及び内容、環境構成	<p>指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見直し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。</p> <p>また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p>	<p>1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。</p> <p>2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ</p>	<p>(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。</p> <p>(1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
エ 生活リズムの調和	<p>一日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p>	<p>1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ</p>	<p>(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。</p>	B
オ 午睡の環境確保と配慮	<p>午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 安全な睡眠環境を確保しているか。</p> <p>3 一律とならないよう配慮しているか。</p>	<p>(1) 都条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、第1章3(2)オ</p>	<p>(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。</p> <p>(1) 安全な睡眠環境を確保していない。</p> <p>(1) 一律とならないよう配慮していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
カ 長時間にわたる保育	<p>長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。</p>	<p>1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ</p>	<p>(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。</p>	B
キ 障がいのある子どもの保	<p>障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p>	<p>1 障がいのある子どもの保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ</p>	<p>(1) 障がいのある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。</p> <p>(2) 障がいのある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(6) 指導計画の展開	<p>1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p>1 指導計画に基づく保育が十分であるか。</p> <p>2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ</p> <p>(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ</p>	<p>(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。</p> <p>(2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。</p> <p>(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保育内容等の評価	3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	3 保育日誌を作成しているか。 4 保育日誌の記録は十分か。 ・0・1歳児は個人別記録も作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 都条例第17条	(1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録が不十分である。	C B
	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 ① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
	2 保育所は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 保育所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。	2 保育所の自己評価を行っているか。	(1) 都条例第47条 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2)	(1) 保育所の自己評価を行っていない。	C
(8) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	3 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考 保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)	3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(5)	(1) 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。	B
	保育所における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定めること。 開所時間は、原則として11時間とすること。 保育所は、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。 休所又は一部休所(保育所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。)の理由とは、 (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。	(1) 児童福祉法第39条 (2) 都条例第44条 (3) 都規則第17条 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](1)	(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 11時間の開所時間を確保していない。 (4) 全部又は一部休所している。 (5) 家庭保育を依頼している。	C C C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育士の配置	<p>保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、都事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない(児童がいない場合は、子保発0214第1号参照)。分園においても、入所児童の安全を確保する観点から常時2人以上の保育士を配置すること。</p> <p>なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。</p> <p>延長保育事業を実施する場合は、東京都延長保育事業実施要綱(平成27年7月27日付27福保子保第511号)等に基づき、職員を配置する必要があることに留意すること。</p> <p>常勤の保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者又は都規則附則第5項に定める者に限る。)が各組や各グループに1人以上(乳児を含む組又はグループにかかる都条例上の保育士定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。</p> <p>ただし、市が待機児童解消のためにやむを得ないと認める場合に限り、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士(1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士及びその他の常勤職員以外の保育士をいう。)を充てても差し支えないものとする。</p> <p>なお、このただし書きの適用については、子発0319第1号通知に定めるところによること。</p>	<p>1 保育士を適正に配置しているか。</p> <p>2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。</p> <p>3 短時間勤務の保育士の取扱いは適切か。</p>	<p>(1) 都条例第43条 (2) 都規則第16条 (3) 都事務取扱要綱第2-4(1) (4) 児発第302号通知 (5) 子保発0214第1号通知</p> <p>(1) 都事務取扱要綱第2-4(1) (2) 子発0319第1号通知</p>	<p>(1) 保育士を常時2人以上配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。</p> <p>(1) 常勤の保育士を各組や各グループに1名(場合により2人)以上配置していない。 (2) 組又はグループ編成が適切に行われていない。 (3) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(9) 整備すべき帳簿	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>2 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 都条例第17条</p> <p>(1) 都条例第17条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(10) 保護者との連携	<p>保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。</p>	<p>1 保護者との連携は十分か。</p>	<p>(1) 都条例第46条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(11) 小学校との連携	<p>1 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p> <p>2 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。</p>	<p>1 保育の記録や自己評価に基づいて資料が作成されているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章4(2)ア、イ</p>	<p>(1) 資料の作成が不十分である。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 就学に際し、市の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)の抄本又は写しを就学先の小学校の校長に送付すること。</p> <p>なお、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存することが望ましい。</p>	<p>2 子どもの就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付しており、原本を保育所に保存しているか。</p>	<p>(1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)イ (2) 子保発0330第2号通知 (3) 保育所保育指針第2章4(2)ウ</p>	<p>(1) 保育所児童保育要録が保育所から小学校へ送付されていない。</p>	B
2 食事の提供の状況	<p>(保育所の特性を生かした食育)</p> <p>子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。</p> <p>(食育の環境の整備等)</p> <p>日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。</p> <p>保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>参考 「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)</p>		<p>(1) 都条例第13条 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法 (5) 雇児保発第0329001号通知</p>		
(1) 食育計画	<p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。</p> <p>食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努める必要がある。</p>	<p>1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。</p>	<p>(1) 都条例第13条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ (3) 雇児保発第0329001号通知 (4) 子保発0401第2号通知</p>	<p>(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。</p>	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。</p> <p>2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。</p>	<p>1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。</p> <p>2 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p>	<p>(1) 都条例第13条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準</p> <p>(1) 都条例第13条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知3 (2)</p>	<p>(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。</p> <p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
イ 献立の作成	<p>園において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。</p> <p>献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p> <p>献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の掲示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満、3歳以上児の区分がある。 ・ 2週間周期以上の献立となっている。 ・ 誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・ 四季に応じた食品が使用されている。 	<p>1 献立表を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 都条例第13条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 献立を作成していない。</p> <p>(2) 予定献立の記載が不十分である。</p> <p>(3) 責任者の関与がない。</p> <p>(4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。</p> <p>(5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。</p> <p>(6) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所にみられる。</p> <p>(7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手續き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 都条例第13条 (2) 都条例第17条 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (4) 雇児総発第36号通知 (5) 社援施第65号通知 (6) 社援施第97号通知	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4) 発注に当たって責任者の関与がない。 (5) 食品材料の検収を全く行っていない。 (6) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C C B B C B
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 都条例第13条 (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。	C C B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 都条例13条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①、③、(ウ)②、(3)ウ、2(2)ア(イ)②、④、(ウ)②、④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	<p>(1歳以上3歳未満児)</p> <p>1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。</p> <p>健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>参考 「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)</p> <p>3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>※ 具体的な対応については、3 健康・安全の状況(5)参照</p> <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(東京都福祉保健局)</p> <p>食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、食事の中止等の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>(2) 調理室の改築・修繕等</p> <p>(3) 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p> <p>1 施設の都合で食事を中止していないか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1 (2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ) ②</p> <p>(2) 子発0331第1号通知</p> <p>(1) 都条例第13条 (2) 保育所保育指針第1章2 (2)イ(イ)④、第2章3(2)ア (イ)⑤</p>	<p>(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。</p> <p>(1) 食事の提供を中止している。</p> <p>(2) 間食を提供していない。</p> <p>(3) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 衛生管理	<p>食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。</p> <p>※HACCPに沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。</p> <p>これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書(「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等(厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載))を参考にして、HACCPに沿った栄養管理を実施することも可能とされている。</p> <p>(参考) 薬生食監発0805第3号通知</p>				
ア 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか。)</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17</p> <p>(3) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(4) 都条例第14条</p> <p>(5) 事務取扱要綱第2-7(3)</p> <p>(6) 雇児総発第36号通知</p> <p>(7) 社援施第65号通知</p> <p>(8) 社援施第97号通知</p> <p>(9) 雇児発第0120001号通知</p> <p>(10) 労働安全衛生規則第47条、第51条</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等)</p> <p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	<p>調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>園長等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。</p> <p>園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。</p> <p>調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18</p> <p>(3) 食品衛生法施行令第34条の2</p> <p>(4) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(5) 事務取扱要綱第2-7(3)</p> <p>(6) 雇児総発第36号通知</p> <p>(7) 社援施第65号通知</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等)</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食中毒事故対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p> <p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。</p> <p>4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p>	2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 都条例第5条 (6) 都条例第12条 (7) 雇児総発第36号通知 (8) 社援施第65号通知 (9) 児発第669号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C
		1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 都条例第12条 (6) 保育所保育指針第3章3(1) (7) 社援施第97号通知 (8) 雇児発第0120001号通知 (9) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](6) (10) 社援施第65号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B
		2 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
		3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 雇児発第0222001号通知 (4) 児企発第26号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B
4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B		

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 営業の届出等(集団給食施設) ア 営業の届出(集団給食施設)	<p>集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない(令和3年6月1日時点で既に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)</p> <p>なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。</p>	1 営業の届出を提出しているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	<p>集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。</p>	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	<p>特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。</p>	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条	(1) 栄養管理報告を行っていない(特定給食施設に該当する園のみ。)	B
(6) 調理業務委託	<p>調理業務については、保育所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。</p> <p>しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果した得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>調理業務を委託する場合は、保育所や保健所、市の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を順守すること。</p> <p>また、契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。</p> <p>① 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。</p> <p>② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めるとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。</p> <p>③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。</p> <p>⑤ 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。</p> <p>⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。</p> <p>⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。</p> <p>⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。</p>	1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 児発第86号通知 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](7)	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 施設内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面での配慮がされていない。 (6) 施設が行う業務を行っていない。 (7) 施設が行う業務が不十分である。 (8) その他児発第86号通知に違反している事項がある。	C C C C C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 食事の外部搬入	<p>児童福祉施設(助産施設を除く。)は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行うことが原則である。しかしながら、都規則で定める基準を満たす保育所においては、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>都規則で定める基準は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 幼児に対し食事を提供する責任が当該保育所にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする。</p> <p>(4) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	1 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。	(1) 都条例第13条、第42条 (2) 都規則第15条 (3) 雇児発0601第4号通知	(1) 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していない。 (2) 都規則で定める基準を満たさずに、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。	C C
3 健康・安全の状況	<p>保育所保育においては、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p> <p>また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。</p>		(1) 保育所保育指針第3章		
(1) 保健計画	<p>子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p>	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2) ア	(1) 保健計画を作成していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 児童健康診断	保育所の長は、入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	1 健康診断を適切に行っているか。	(1) 都条例第14条 (2) 学校保健安全法第11条、第13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である。	C C B
	子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	2 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 都条例第14条2項 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 都条例第46条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。	C B
	2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 都条例第46条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B
(4) 虐待等への対応	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。	(1) 児童虐待防止法第5条、第6条 (2) 児童福祉法第25条	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。	C
		2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (4) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例第7条 (5) 子発0228第2号通知 (6) 子発0228第3号通知	(1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 都条例第12条、第46条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 感染症	<p>感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常の実施する必要がある。</p> <p>子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。</p> <p>タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>(感染症予防対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ タオル、コップ等を共用していないか。 ○ 食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ○ ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省)</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市所管課、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	1 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 都条例第12条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
		2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	B
		3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	(1) 都条例第12条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B
		4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 雇児発第0222001号通知	(1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	B
ウ アレルギー疾患	<p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ○ 生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ○ 誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>参考 保育所保育指針 第3章1(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1【保育所】(5)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ○ 照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ○ 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ○ 睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ○ 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ○ ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ○ 厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ○ 児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにしな ○ 保育室内は禁煙とする。 <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2)</p> <p>(5) 27福保子保第3650号通</p> <p>(6) 30福保子保第3635号通</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ○ 照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ○ 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ○ 睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ○ 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ○ ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ○ 厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ○ 児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにしな ○ 保育室内は禁煙とする。 <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 府子本第659号通知</p> <p>(5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>
(7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険な場所、設備等を把握しているか。 ○ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 ○ 施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 府子本第659号通知</p> <p>(5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 定期的に点検していない。</p> <p>(2) 定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ○ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ○ クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普通とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。 ○ 職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ○ 散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ○ 目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ○ 散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ○ 目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 <p>参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ○ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p> <p>4 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。</p> <p>5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (5) 事務取扱要項第2-4(1)</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p> <p>(1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。</p> <p>(2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。</p> <p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。</p> <p>(2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 損害賠償保険	2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1(職員の共通理解と所内体制)及び(保育所・障害児通所施設の通所時における安全確保)	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
	3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。	7 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。	(1) 都条例第20条の4第1項を確認しているか。	(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。	C B
ウ 事故発生時の対応	学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。	1 損害賠償保険に加入しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。	(1) 都第353号通知	(1) 損害賠償保険に加入していない。 (1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	B B
ウ 事故発生時の対応	1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) 26福保子保第2984号通 (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B
	2 次に掲げる事故等が発生した場合には市に報告すること。 ① 死亡事故 ② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑤ その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生日翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	2 報告対象となる事故を市に速やかに報告しているか。	(1) 府子本第912号通知 (2) 26福保子保第2984号通 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
特定教育・保育施設としての基準					
1 基本原則(保育)	<p>1 特定教育・保育施設は全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保することを目指し、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っているか。</p> <p>2 人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ配慮を行っているか。</p> <p>3 密接な連携を努める手立てを講じているか。</p>	<p>(1) 市条例第3条第1項</p> <p>(1) 支援法第33条第6項 (2) 市条例第3条第2項</p> <p>(1) 支援法第33条第4項 (2) 市条例第3条第3項</p>	<p>(1) 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない。</p> <p>(1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。</p> <p>(1) 市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービス・福祉サービスを提供するものとの連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
2 保育に関する基準					
(1) 子どもの心身の状況の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	(1) 市条例第10条	(1) 保育の提供にあたり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
(2) 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 小学校等との連携に努めているか。	(1) 市条例第11条	(1) 提供する保育の終了にあたり、円滑な持続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めていない。	B
(3) 保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 保育の提供について記録されている	(1) 市条例第12条	(1) 保育の提供について、必要な事項を記録していない。	C
(4) 保育所保育指針に基づいた保育の提供	特定教育・保育施設(保育所に限る。)は、保育所保育指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	1 施設の区分に応じた適切な保育の提供を行っているか。	(1) 市条例第15条第1項	(1) 保育所保育指針に基づき、心身の状況等に応じた適切な保育の提供を行っていない。	C
(5) 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第17条	<p>(1) 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努めていない。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、適切に応じていない。</p> <p>(3) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 保育の提供が困難な場合適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 市条例第6条第5項	(1) 保育の提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。	C
(7) 緊急時等の対応	特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第18条	(1) 体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
(8) 差別の禁止	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 市条例第24条	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
(9) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 市条例第3条第4項、第25条	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
(10) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故発生時の対応・事故の再発防止のための指針が整備されているか。 2 事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。 3 事故の状況、処置について記録されているか。 4 損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市条例第32条第1項 (1) 市条例第32条第2項 (1) 市条例第32条第3項 (1) 市条例第32条第4項	(1) 事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない。 (2) 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない。 (3) 事故発生防止委員会及び研修が定期的の実施されていない。 (1) 速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。 (1) 事故の状況及び処置についての記録がない。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。	C C C C
(11) 提供する教育・保育の記録	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の①から⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 特定教育・保育の提供の記録 ③ 市への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定教育・保育の提供に関する記録は整備されているか。	(1) 市条例第34条第2項	(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画が整備されていない。 (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録を整備していない。 (3) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C C C

会 計 経 理 ・ 公 定 価 格 編

目 次

I	社会福祉法人の会計経理	1
II	共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理	1
1	委託費の弾力運用	
(1)	委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、 処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件	1
(2)	積立資産	1
(3)	改善基礎分相当額等の支出	2
(4)	その他	2
2	当期末支払資金残高	
(1)	当期末支払資金残高の引継ぎ	3
(2)	前期末支払資金残高の取崩しの処理	3
(3)	その他	3
3	次期繰越活動増減差額	
(1)	次期繰越活動増減差額の引継ぎ	4
(2)	その他	4
4	貸付金処理	4
5	委託費の管理・運用	4
6	収支計算分析表の提出	5
III	社会福祉法人以外の者の会計経理	
(1)	経理処理等	5
(2)	経理規程（経理規程を制定している者）	6
(3)	その他	6

特定教育・保育施設としての基準

1	利用者負担額の基準（会計）	
(1)	利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	7
(2)	会計の区分	8
(3)	記録の整備	8
2	公定価格に関する基準	8

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
2	平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」	経理等取扱通知
3	平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」	経理等運用通知
4	平成12年3月30日児発第295号通知「保育所の設置認可等について」	第295号通知
5	令和2年11月19日付2福保子保第3496号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて」	都第3496号通知
6	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
7	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
8	平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
I 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】	※ 指導監査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。		(1) 社会福祉法人会計基準に従って会計処理が行われていない。	C
II 共通(社会福祉法人とそれ以外の者)の会計経理 1 委託費の弾力運用 (1) 委託費の相互流用、積立資産の積立・取崩し、処遇改善等加算の基礎分(以下「改善基礎分」という。)相当額等の支出の要件 (2) 積立資産	<p>委託費のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費(減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。)に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。</p> <p>しかし、経理等通知1(2)及び(4)の要件を満たしていれば、委託費の相互流用、積立資産への積み立て、改善基礎分相当額等の支出を行うことができる。</p> <p>さらに、経理等通知1(5)の要件を満たしていれば、改善基礎分相当額、委託費の3か月分相当額(改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。)まで別表3、4及び5の経費に充当することができ、また、1(6)の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることも可能である。</p> <p>保育所施設・設備整備積立資産を当該保育所の土地取得に充てる場合は、経理等運用通知問8の要件を満たさなければならない。</p> <p>積立資産とは、長期的に安定した施設経営を確保することを目的として、次年度以降の経費に充てるための資金の保留をはかるものであり、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費積立資産 ・ 修繕積立資産 ・ 備品等購入積立資産 ・ 保育所施設・設備整備積立資産 ・ 都施設整備費積立資産 <p>施設拠点区分における委託費は、原則として当該年度の経費として消費されるものであるが、職員の年齢構成や勤続年数及び施設の経営努力(サービスの質を落とさないコスト削減)等によって当該年度の委託費に残余が生じた場合は、長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に備え積立ることが望ましい。</p>	<p>1 委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費となっているか。</p> <p>2 保育所拠点区分以外への経費の支出はないか。</p> <p>3 委託費の相互流用、積立資産の積立・取崩し、改善基礎分相当額等の支出を行っている場合には、要件をすべて満たしているか。</p> <p>4 当該保育所の土地取得に当たって保育所施設・設備整備積立資産を取り崩す場合、経理等運用通知問8の要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 経理等通知</p> <p>(1) 経理等通知</p> <p>(1) 経理等通知1</p> <p>(1) 経理等通知1(6) (2) 経理等運用通知問8</p>	<p>(1) 委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費となっていない。</p> <p>(1) 保育所拠点区分以外への経費の支出がある。</p> <p>(1) 要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。</p> <p>(1) 要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ア 積立資産等の管理	貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。 さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。	1 各種積立金と各種積立資産ごとに同額が計上され、かつ対応する資産が確保されているか。 2 各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成しているか。	(1) 経理等通知1(3)、(4) (2) 経理等運用通知問8 (3) 都第3496号通知1(1) (1) 経理等運用通知問8	(1) 積立金を計上する際に同額の積立資産を積立していない。 (1) 各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成していない。	C C
イ 積立資産の目的外使用	積立資産は、長期的に安定した施設経営を確保することを目的とした積立であり、本来その用途は積立資産の積立目的に沿って支出することになる。しかしながら、やむを得ず目的外に使用する場合は、事前に都に協議を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、経理等通知1(3)及び(4)に定める経費に使用することを認めるものである。 さらに経理等通知1(5)に定める要件を満たし、事前に都に協議(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、上記に加え経理等通知1別表3、4、5に定める経費に使用することを認めるものである。また、当該保育所以外の土地取得に使用する場合は、経理等取扱通知5なお書きの要件を満たさなければならない。	1 経理等通知1(3)(4)による目的外使用の場合、事前に都に協議し、承認を得ているか。 2 経理等通知1(6)による目的外使用の場合、事前に都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を得ているか。 3 当該保育所以外の土地取得に当たって取り崩す場合、経理等取扱通知5なお書きに定める要件を満たしているか。 4 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外在住の都民対象施設に限られているか。	(1) 経理等通知1(3)、(4) (2) 経理等取扱通知5 (3) 経理等運用通知問8 (4) 都第3496号通知1(2) (1) 経理等通知1(6) (2) 経理等取扱通知5 (3) 経理等運用通知問8 (4) 都第3496号通知1(2) (1) 経理等通知1(6) (2) 経理等取扱通知5 (1) 都第3496号通知1	(1) 都の承認を受けず、各種積立資産を目的外に使用している。 (1) 都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を得ず、各種積立資産を目的外に使用している。 (1) 要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。 (1) 都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当している。	C C C C
ウ 積立資産の次年度への引継ぎ		1 積立資産については、決算額が次期に引き継がれているか。		(1) 積立資産の次期への引継ぎが不適正である。	C
(3) 改善基礎分相当額等の支出 ア 支出限度額等	改善基礎分相当額等の支出は、経理等通知に定められた支出限度額以内で、定められた対象経費に充当することができる。支出限度額を超えている及び対象外経費に支出している場合には原則として、現年度で支出した施設拠点区分への補填をしなければならない。	1 経理等通知に定められた限度額以内で、定められた対象経費に支出しているか。	(1) 経理等通知1(4)、(5)、別表2、別表3、別表4、別表5 (2) 令和2年7月30日府子本第761号・2分科初第643号・子初0730第2号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」	(1) 支出限度額を超えている。 (2) 定められた対象経費以外に支出している。	C C
(4) その他		1 その他、委託費の弾力運用に関することで不適正な事項はないか。		(1) その他、委託費の弾力運用に関して重大な問題がある。 (2) その他、委託費の弾力運用に関して問題がある。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 当期末支払資金残高 (1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	<p>当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。</p> <p>当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金(流動資産－流動負債)の増減となる。</p> <p>施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。</p> <p>なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。</p> <p>当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入(都補助金等含む)の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。</p>	<p>1 当期末支払資金残高については、決算額が次期に引き継がれているか。</p> <p>2 当期欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。</p> <p>3 累積欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。</p> <p>4 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっているか。</p>	<p>(1) 経理等通知5(1)</p> <p>(1) 経理等通知5(1)</p> <p>(1) 経理等通知5(1)</p> <p>(1) 経理等通知3(2)</p> <p>(2) 経理等運用通知問20、問21</p> <p>(3) 平成31年4月1日付30福保子保第6365号『「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」3(2)に対する東京都の取扱いについて』</p>	<p>(1) 当期末支払資金残高の次期への引継ぎが不適正である。</p> <p>(1) 不適正な施設運営により当期欠損金が生じている。</p> <p>(1) 不適正な施設運営により累積欠損金が生じている。</p> <p>(1) 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理	<p>前期末支払資金残高の取崩し使用に当たっては、都への事前協議(自然災害など止むを得ない場合や当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合、事前協議は省略しても差し支えない。)により問題が無い場合に使用を認めるものである。</p> <p>なお、経理等通知1(5)に定める要件を満たす場合、都の事前承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認)を得た上で、法人本部の運営経費、社会福祉事業等、同通知3(2)①から③に定める経費への充当が可能となる。</p> <p>ただし、法人本部の運営経費に支出する場合は、経理等運用通知問13に定める対象範囲(保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費)とする。</p>	<p>1 当期事業活動収入計(予算額)の3%を超える取崩しをする場合、都に事前協議をしているか。</p> <p>2 経理等通知3(2)に定める経費を支出する場合、都に事前の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認)を得ているか。</p> <p>3 経理等通知1(5)に定める要件を満たさずに法人本部へ繰り入れていないか。また、経理等運用通知問13で定める対象範囲以外に支出していないか。</p> <p>4 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外在住の都民対象施設に限られているか。</p>	<p>(1) 経理等通知3(1)</p> <p>(2) 都第3496号通知2</p> <p>(1) 経理等通知3(2)</p> <p>(2) 都第3496号通知2</p> <p>(1) 経理等通知3(2)</p> <p>(2) 経理等運用通知問13</p> <p>(1) 都第3496号通知2</p>	<p>(1) 都の承認を得ずに、当期事業活動収入計(予算額)の3%を超える取崩しを行っている。</p> <p>(1) 都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認)を得ずに行っている。</p> <p>(1) 要件を満たしていない、または、対象範囲以外の法人本部の運営に要する経費を施設拠点区分から支出している。</p> <p>(1) 都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(3) その他		<p>1 その他当期末支払資金残高に関することで不適正な事項はないか。</p>		<p>(1) その他、当期末支払資金残高に関して重大な問題がある。</p> <p>(2) その他、当期末支払資金残高に関して問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 次期繰越活動増減差額	次期繰越活動増減差額は、当期末繰越活動増減差額に基本金取崩額及びその他の積立金取崩額を加え、その他の積立金積立額を除いたものである。 次期繰越活動増減差額は通常決算期末にだけ発生する科目であつて、翌期首において全額前期繰越活動増減差額に振替処理を行うものである。				
(1) 次期繰越活動増減差額の引継ぎ	次期繰越活動増減差額は、次会計年度に繰り越さなければならない。	1 次期繰越活動増減差額については、決算額が次期に引き継がれているか。	(1) 経理等通知5(1)	(1) 次期繰越活動増減差額の次期への引継ぎが不適正である。	C
(2) その他		1 その他次期繰越活動増減差額に関することで不適正な事項はないか。		(1) その他、次期繰越活動増減差額に関して重大な問題がある。 (2) その他、次期繰越活動増減差額に関して問題がある。	C B
4 貸付金処理	委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。	1 施設運営に支障がある貸付を行っているか。 2 同一法人以外への貸付を行っているか。 3 他事業又は拠点区分への貸付を行った場合、当該年度内に補填しているか。 4 他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。	(1) 経理等通知4(2) (2) 経理等運用通知問14、問15 (1) 経理等通知4(2) (1) 経理等通知4(2) (2) 経理等運用通知問14 (1) 経理等通知4(2)	(1) 貸付により、施設運営に支障をきたしている。 (1) 同一法人以外への貸付を行っている。 (1) 他事業又は拠点区分への貸付を、年度内に補填していない。 (1) 他事業又は拠点区分への貸付について把握していない。	C C C C
5 委託費の管理・運用	委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実でかつ換金性の高い方法としては、銀行、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	1 委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。	(1) 経理等通知4(1) (2) 経理等取扱通知6	(1) 委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 収支計算分析表の提出	<p>施設は、下記のいずれかに該当している場合には、収支計算分析表を提出しなければならない。</p> <p>① 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合</p> <p>② 経理等通知1(4)による別表2の経費への支出が改善基礎分を超えている場合</p> <p>③ 経理等通知1(5)による別表3及び別表4への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5への支出の合計額が委託費の3か月相当額を超えている場合</p> <p>④ 施設拠点区分から、「1. 委託費の使途範囲」から「4. 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合</p>	1 収支計算分析表を提出しているか。	(1) 経理等通知5(2) (2) 都第3496号通知3	(1) 収支計算分析表を提出していない。	B
III 社会福祉法人以外の者の会計経理 (1) 経理処理等	<p>社会福祉法人以外の者による保育所の経理処理については、第295号通知の第1の3(3)②に基づく東京都の認可条件等により、経理処理を行う必要がある。</p> <p>また、適正な施設運営等が確保されていれば、経理等通知による委託費の弾力運用を行うことができる。</p> <p>なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、委託費については、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく会計処理を行うことが望ましい。</p>	1 収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。 2 保育所を経営する事業に係る積立金・積立資産明細書を作成しているか。 (ただし、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。※1 なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る以下の書類を作成すること。) (1) 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)を作成しているか。 (2) 借入金明細書を作成しているか。 (3) 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。	(1) 第295号通知 第1の3(3)② (1) 第295号通知 第1の3(3)②	(1) 収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けていない。 (1) 保育所を経営する事業に係る積立金・積立資産明細書を作成していない。 (学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成していない。) (2) 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)を作成していない。 (3) 借入金明細書を作成していない。 (4) 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成していない。	C C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(2) 経理規程(経理規程を制定している者)</p> <p>(3) その他</p>	<p>経理規程に従い適正な会計処理を行う必要がある。</p>	<p>3 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、都に提出しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前会計年度末における貸借対照表 ・ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書 ・ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書 <p>ただし、※1による場合は、保育所を経営する事業に係る第295号通知別紙1に規定する前会計年度末における積立金・積立資産明細書</p> <p>また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細表及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書</p> <p>1 経理規程に従って会計処理が行われているか。</p> <p>1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 第295号通知 第1の3(3) ②</p>	<p>(1) 提出していない。</p> <p>(2) 一部不備がある。</p> <p>(1) 経理規程に従って会計処理が行われていない。</p> <p>(1) その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。</p> <p>(2) その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
特定教育・保育施設としての基準					
<p>1 利用者負担額の基準(会計) (1) 利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</p>	<p>1 特定教育・保育施設(市以外の者が設置する保育所を除く。)は、特定教育・保育(特別利用保育を含む。以下各項において同じ。)を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る支援法に規定する利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての支援法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(市以外の者が設置する保育所を除く。)は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る市条例第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額(以下「特定教育・保育費用基準額」という。)の支払を受けなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払(以下「上乗せ徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、上乗せ徴収の額は当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、1～3の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払(以下「実費徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、実費徴収は次の①から⑤までに掲げる費用のみとしなければならない。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及びそれらと同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が次に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>・ 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 57,700円 (子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p>	<p>1 利用者負担額の支払いを受けているか。</p> <p>2 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>3 上乗せ徴収の金額は定められた範囲内で設定されているか。</p> <p>4 ①から⑤以外の実費徴収を行っていないか。</p>	<p>(1) 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第2号 (2) 市条例第13条第1項</p> <p>(1) 市条例第13条第2項</p> <p>(1) 市条例第13条第3項</p> <p>(1) 市条例第13条第4項、市条例第36条第3項</p>	<p>(1) 利用者負担額の支払いを受けていない。</p> <p>(1) 法定代理受領を受けないとき、保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。</p> <p>(1) ①から⑤以外の実費徴収を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合において、次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>④ 施設に通う際の提供に要する費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められる</p> <p>5 特定教育・保育施設は、1～4の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、4の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得なければならない。</p>	<p>5 領収証を交付しているか。</p> <p>6 使途・額・理由について書面で明らかにしているか。</p> <p>7 上乗せ徴収について文書による同意を得ているか。</p> <p>8 実費徴収について同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市条例第13条第5項</p> <p>(1) 市条例第13条第6項</p>	<p>(1) 費用の支払に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収及び実費徴収の使途・額・理由について書面で明らかにしていない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収について保護者から文書による同意を得ていない。</p> <p>(1) 実費徴収について保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	(1) 市条例第33条	(1) 特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(3) 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	1 会計等の諸記録を整備しているか。	(1) 市条例第34条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
2 公定価格に関する基準	特定教育・保育施設は、公定価格の加算(基本加算部分、特定加算部分)が認定された場合は、加算水準を満たす職員等の配置を行わなければならない。	1 公定価格における加算が適正である	(1) 留意事項通知別紙2保育所 III、VI	(1) 公定価格における加算が適正でない。	C